

岩手県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成29年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
一関市花泉町涌津蛇ヶ崎	1番2	田	田	m <sup>2</sup> 536	m <sup>2</sup> 365
一関市花泉町涌津向谷地	73番	”	”	1,028	338
一関市花泉町涌津西前	66番1	”	”	851	206.1